

木造住宅段階的耐震改修費補助金のご案内

岡崎市では、地震に対して倒壊の恐れがあると診断された木造住宅を2段階に分けて耐震改修工事を行う場合、費用の一部を予算の範囲内で補助します。(昭和56年5月31日以前着工の住宅に限る。)

対象の条件

●補助の対象

- ① 本市が実施する **無料耐震診断** で判定値が **0.4以下** と診断された住宅
- ② (財)愛知県建築住宅センターが実施する住宅耐震診断(昭和56年5月31日以前着工の住宅に限る。) で判定値が **0.4以下** と診断された住宅



●補助の条件

- 【1段階目補助】判定値が **0.7以上 1.0未満** となるような改修工事をする事。
- 【2段階目補助】1段階目補助を受けた住宅で、判定値が **1.0以上** となるような改修工事をする事。

※住宅の敷地が道路に接していない場合は、本補助金を受けられない場合があります。

補助金の額

●1段階目補助 **上限60万円** (耐震改修工事費+改修設計)

○耐震改修工事費補助 上限50万円 (費用の2/3以内)

- *壁、基礎を補強する工事
- *それに伴う撤去・復旧工事
- *屋根を軽くする葺き替えなど

○改修設計費補助 上限10万円 (費用の2/3以内)

- *建築士事務所登録のある建築士の行う改修設計費
- ※改修設計は当該工事の計画に併せて判定値1.0以上とする計画も必要です。



合わせて
60万円

●2段階目補助 **1段階目と合わせ上限100万円**

○耐震改修工事費補助 (耐震改修工事費の80%×90/100以内かつ

100万円—1段階目補助の額)

- 筋交い・構造用合板等で壁を補強する工事、基礎を補強する工事
- 耐震補強工事を行うために既設の壁を撤去・復旧する工事
- 屋根を軽くする葺き替え、劣化した柱や梁を取り替える工事 等

受付期間

令和8年4月1日(水)～令和8年12月28日(月)まで

※改修工事の完了後の完了報告書提出を令和9年2月5日(金)までに行う必要があります。

留意事項

◎ 工事請負契約前(工事着手前)に補助金申請をし、補助金交付決定を受ける必要があります。

必ず事前にご相談ください。

◎ 事前相談の際、事前相談書の提出は不要です(令和8年度から事前相談書の提出を廃止しました)。

◎ 事前に工事に着手している場合は補助金を交付することができません。

◎ 補助金の代理受領(補助金を工事業者に代わりに受領してもらうことで補助金相当額の工事費の支払いを軽減すること)ができます。

◎ 工事は建築確認手続きの対象となる可能性がありますので、補助金申請の際には手続きの必要性の確認をお願いします。

木造住宅段階的耐震改修費補助金申請の流れ

無料診断

無料耐震診断の結果 **判定値0.4未満**
→補助金を利用して、耐震改修工事をしましょう！

市へ事前相談

どの業者に依頼したらよいかわからないという方は…
「木造住宅耐震改修工事実施業者の一覧（岡崎市版）」を参考としてお渡しします。

建築士へ相談

【1段目補助】判定値が0.7以上1.0未満
【2段目補助】1段目補助を受けた住宅で、判定値が1.0以上になるように設計をしてもらいます。

- 見積り
- 申請書類の作成
- 建築士が市へ事前相談



補助金申請

補助金申請書提出（申請手続きは建築士が行います。）
【受付期間】令和8年12月28日（月）まで

申請書の書類審査 …申請してから約2週間かかります。

例年4月は申請が集中する傾向にあるため、通常より審査に時間を要する場合がありますので、予めご承知おきください。

補助金交付決定

設計委託契約
工事請負契約



工事着工

・補助金交付決定日 いずれか遅い日から
・工事着手予定日 20日以内に着手
着手してから10日以内に着手届を提出

中間検査 …市職員が現場検査を実施します。

工事完了

●完了報告書・耐震改修証明申請書提出
【令和9年2月5日（金）までに提出】

補助金交付

補助金交付
耐震改修証明書発行（2段目完了時のみ 税制優遇措置）



工事を始める前に補助金申請をする必要があります。
まずは市へ事前相談を！